

ニカラグア定期報告（2025年10月）

【要旨】

内政面では、新保健大臣が任命された。外交面では、ウクライナがニカラグアとの外交関係を断絶した。また、経済面では、「米通商法第301条」に基づく対ニカラグア調査結果が発表され、米国による関税制裁の可能性が示唆された。また、主に中国との通商を活性化させる目的で、「一带一路経済特区創設法案」が国会承認された。

【主な出来事】

1 内政（新保健大臣の任命）

28日、ムリージョ共同大統領は、定例記者発表において、オフェリア・ビジャロボス・ブラボ保健大臣の辞表を受理し、メイリン・ブレネス・カルデロンを新保健大臣として任命する旨発表した。

2 外交

（1）ウクライナによるニカラグアとの外交関係断絶宣言

2日、アンドリー・シビハ・ウクライナ外務大臣は、オルテガ・ムリージョ・ニカラグア体制が、ウクライナ領土5地域の（実質的な）ロシアによる占領を承認したことを受け、自身の「X」アカウントを通じて、ニカラグアとの外交関係を正式に断絶する旨発表した。

（2）アビレス国軍司令官のキューバ訪問

9日、アビレス国軍司令官は、キューバを訪問し、ディアス・カネル・キューバ大統領を表敬した。同会合において、両国の革命及び協力の緊密性、及び安全保障分野で共通の立場を守ってきたことが強調された。

（3）モンカダ（共同）外相のベネズエラ訪問

30日～31日、モンカダ（共同）外相は、アルリング・アロンソ国会第一副議長、エドウィン・カストロ国會議員（与党FSLN会派長）等を伴い、ベネズエラを訪問した。同訪問中の31日、ベネズエラ国会にて開催された「平和のための大カリブ諸国議員会合」に出席し、開会式にて同外相は、概要以下のとおりスピーチを行った。

ア　米国政府はベネズエラに対して政治的・心理的・軍事的攻撃を行うべく虚偽の根拠を並べている。正当な憲法に依拠したベネズエラ大統領を追い出すことを目的として、メディアによる力を介して組織的に流布された偽のナラティブを作り上げることで、ベネズエラの真実を破壊しようとしている。

イ ベネズエラの主権・独立・自決権への攻撃の即時停止と我々の英雄が戦って勝ち取った米州の平和地区であるカリブに展開する北米軍事力の即時撤退を要請する。また、ニカラグアが正当なベネズエラの大統領である同志ニコラス・マドゥーロ及び祖国防衛のための市民・軍事部隊に寄り添い支援することを繰り返し伝える。

(4) 国連総会におけるニカラグア人権状況に関する国連人権専門家グループによる報告
30日、Jan-Michael Simon ニカラグアの人権状況に関する国連人権専門家グループ

(GHREN) 代表は、国連総会第三委員会に初めて出席し、オルテガ・ムリージョ体制は人権弾圧装置として国家と与党 FSLN を融合させた等訴えた。また、ニカラグアの事案は ICJ にて審議を受けるべきであり国際社会が断固とした態度を取らずに対応を先延ばしにすればするほど、問題が大きくなるであろうと述べた。

また、同第三委員会会合において、様々な国もニカラグアにおける人権侵害状況の悪化について懸念を示した。その上で、人権理事会は本件に係る GHREN のマンデートを賛成票 29 対反対票 4 で 2027 年まで延長した。なお、北朝鮮、イラン、ベネズエラは、今次マンデート延長及び GHREN 報告は特定の国々に対する一部のバイアスのかかったものであるとして拒絶した。

3 経済

(1) 政策金利引き下げ (6. 25%→6. 00%)

2 日、中央銀行は、政策金利を 6. 25% から 6% に 0. 25% 引き下げる旨発表した。今次引き下げについては、世界経済が概して成長基調を継続していること、各国状況は異なるものの押し並べてインフレが収まりつつあること、先進経済圏において各種利率が低下傾向にあること、国内経済も成長を維持しており、インフレも落ち着きつつあること、国内通貨政策が通貨価値の安定をもたらしたことなどを総合的に評価したとしている。

(2) 対米ドル為替スリップレート「0%」継続

20 日、中央銀行は、2026 年度の為替スリップレート「0%」を継続する旨発表した。対米ドル・コルドバ為替レートは、1 ドル = 36. 6243 コルドバ。

(3) 米国によるニカラグア輸出品への 100% 関税適用可能性

20 日、米通商代表部 (USTR) は、バイデン前政権終盤に開始された「通商法第 301 条」に基づく不公正な貿易慣行に関する調査の結果を発表した。その上で、ニカラグアでの人権侵害やオルテガ独裁政権による他の侵害行為が米国の貿易を妨げていることが判明したとして、ニカラグア製品の全てまたは一部に最大 100% の関税を課すこと等を含む、制裁パッケージを提案したと発表した。

(4) 一带一路経済特区創設法成立

30日、両共同大統領のイニシアティブにより、29日国会に付託された「一带一路経済特区創設法案 (Ley de Creacion de Zonas Economicas Especiales de la Franja y La Ruta)」が国会承認された。同法は、当国の経済発展のため国家フリーゾーン委員会が管轄する経済特区を創設し、同特区において国籍を問わず法人・個人への税制・関税・税関優遇措置を提供することを目的とするもので、同特区では、10年間、経済活動による収益への法人税が100%免除される（追加で同制度の10年間延長が可能）他、同特区事業展開に際して必要とされる財・サービスへの付加価値税・輸入関税を含むあらゆる税金及び同特区が所属する市への納税義務等が免除される。

なお、今般国会が承認した一带一路経済特区創設法は、同法条文にて適用対象を中国に限定するとは言及してはいない。

<主要経済指標>

	2023年 8月	2024年 8月	2025年		
			7月	8月	9月
年間累計インフレ率	3.59%	2.53%	0.83%	1.11%	1.34%
貿易収支（百万ドル）	▲376.4	▲377.1	N.A.	N.A.	N.A.
輸出FOB（百万ドル）	326.4	335.1	N.A.	N.A.	N.A.
輸入FOB（百万ドル）	702.8	712.2	N.A.	N.A.	N.A.
海外送金受取額（百万ドル）	409.8	467.9	N.A.	N.A.	N.A.
外貨準備高（百万ドル/期末）	5,157.3	5,988.6	7,431.0	7,578.2	7,821.6

（出典：ニカラグア中央銀行、インフレ率のみ開発情報庁（INIDE））

（了）